輸第13847号	化成肥料	有機入り化成肥料286	株式会社サトシ・エンタープライズ 東京都渋谷区恵比寿三丁目38番11―603号
輸第13848号	化成肥料	複合肥料14―14―14.5	三菱商事株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
輸第13849号	配合肥料	ＴＧアンカーＭＰ―Ｎ840ＦＲ	多木商事株式会社 兵庫県加古川市別府町緑町1番地
輸第13850号	配合肥料	ＴＧアンカーＭＰ―Ｎ040ＦＲ	多木商事株式会社 兵庫県加古川市別府町緑町1番地
輸第13851号	配合肥料	ＴＧアンカーＭＰ―Ｎ500	多木商事株式会社 兵庫県加古川市別府町緑町1番地
輸第13852号	副産苦土肥料	ＴＧ―Ｍｇ30	多木商事株式会社 兵庫県加古川市別府町緑町1番地
輸第13853号	混合苦土肥料	前畑苦土肥料ミックス73	前畑産業株式会社 東京都千代田区神田和泉町1番地

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第十三号

浦安地標航空灯台の供用を廃止するので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月九日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　航空灯台　浦安地標航空灯台

三　航空灯火の位置及び所在地　北緯三十五度三十七分四十四秒　東経百三十九度五十三分四十八秒　千葉県浦安市鉄鋼通り百五十五番地

四　供用廃止の予定期日　平成二十六年二月六日

○国土交通省告示第十四号

東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月九日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　東京国際空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　東京国際空港内及びその周辺　東京都大田区及び江東区

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十一年国土交通省告示第百五十二号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(3)　滑走路Ｂに係る灯火の表進入路指示灯の項を削除した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年二月六日

○国土交通省告示第十五号

長崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月九日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　長崎空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　長崎空港内及びその周辺　長崎県大村市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十三年国土交通省告示第千百八十三号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項灯質の欄中「蛍光放電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「十二カンデラ」を「二十カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年一月九日

○国土交通省告示第十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月九日　国土交通大臣　太田　昭宏

別表第二ＴＨ１３―２の項の次に次のように加える。

ＴＨ13―３―４	東京航空交通管制部	24時間
ＴＨ13―３―５	東京航空交通管制部	24時間

附　則

この告示は、平成二十六年二月六日から施行する。

○国土交通省告示第十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月九日　国土交通大臣　太田　昭宏

第二項の表千歳ＶＯＲの項中「平成25年10月17日から平成26年１月８日まで供用休止」を「平成26年１月９日から供用再開」に改め、同表美々ＶＯＲの項を削る。

第五項の表千歳ＤＭＥの項中「平成25年10月17日から平成26年１月８日まで供用休止」を「平成26年１月９日から供用再開」に改め、同表美々ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十五条の三の規定に基づき、民間訓練試験空域を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第七百七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月九日　国土交通大臣　太田　昭宏

表ＴＨ13―2の項の次に次の項を加える。

ＴＨ13―３―４	N37°53′59″ E141°48′23″の地点、N37°45′47″ E141°58′41″の地点、N37°08′26″ E141°11′04″の地点、N37°23′47″ E141°10′18″の地点及びN37°53′59″ E141°48′23″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,200m以下のもの
ＴＨ13―３―５	N37°53′59″ E141°48′23″の地点、N37°45′47″ E141°58′41″の地点、N37°08′26″ E141°11′04″の地点、N37°23′47″ E141°10′18″の地点及びN37°53′59″ E141°48′23″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,200mを超え1,500m以下のもの

表ＴＨ13―３―６の項中「高度1,850m以下のもの」を「高度1,500mを超え1,850m以下のもの」に改める。